

熊本県福祉総合相談所 常勤職員代替臨時的任用職員（一般事務）の募集について

熊本県福祉総合相談所常勤職員代替臨時的任用職員（一般事務）を募集します。

1 採用予定人数、業務内容及び勤務場所

予定人数	業 務 内 容	勤務場所
1人	要保護児童（養護困難（虐待を含む）、障がい、非行及び育成面での課題を有する児童）並びにその家族への支援（ケースワーク）、及びこれらに付随する事務 ※正職員と同様の業務に従事します。	熊本県福祉総合相談所

2 受験資格

児童福祉司の任用資格を有する者で普通自動車運転免許を有する者

※児童福祉司の任用資格を有するには次の一～九のいずれかに該当することを要します。

- 一 児童虐待を受けた児童の保護その他児童の福祉に関する専門的な対応を要する事項について、児童及びその保護者に対する相談及び必要な指導等を通じて的確な支援を実施できる十分な知識及び技術を有する者として内閣府令で定めるもの
- 二 都道府県知事の指定する児童福祉司若しくは児童福祉施設の職員を養成する学校その他の施設を卒業し、又は都道府県知事の指定する講習会の課程を修了した者
- 三 学校教育法に基づく大学又は旧大学令に基づく大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者（当該学科又は当該課程を修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）であつて、内閣府令で定める施設において一年以上相談援助業務（児童その他の者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う業務をいう。第八号において同じ。）に従事した者

四 医師

五 社会福祉士

六 精神保健福祉士

七 公認心理師

八 社会福祉主事として二年以上相談援助業務に従事した者であつて、内閣総理大臣が定める講習会の課程を修了した者

九 前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者であつて、内閣府令で定めるもの社会福祉士の資格を有する者で、普通自動車運転免許を有する者。

※ただし、次のいずれかに該当する方は受験できません。

- ・ 日本国籍を有しない者
- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・ 熊本県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

- ・ 日本国憲法の施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 勤務条件

- (1) 任用期間:採用予定者と協議して決定した日から令和8年3月31日まで
- (2) 勤務時間:8時30分～17時15分(平日)
- (3) 勤務地:熊本県福祉総合相談所(熊本市東区長嶺南2丁目3番3号)
- (4) 給与月額:170,900円～
※学歴、職歴に応じて加算措置があります。
※諸手当(通勤手当、住居手当、期末勤勉手当等。勤務が6月を超えた場合は退職手当)
- (5) 社会保険等:地方公務員等共済組合法の定めるところによる。

4 試験の日程等

- (1) 日 時 :令和7年8月4日(月) 9時45分集合
- (2) 場 所 :熊本県福祉総合相談所(熊本市東区長嶺南2丁目3番3号)
- (3) 試験の方法:小論文試験(筆記試験)及び面接試験(個別面接による口述試験)
- (4) 持参するもの:筆記用具(鉛筆、消しゴム等)。時計は、計時機能だけのものに
限ります。
- (5) 合格発表 :試験終了後、5日以内 ※電話で連絡します。

5 応募の方法等

次の書類を申込先へ持参又は郵送してください。

- (1) 応募書類
 - ・履歴書
 - ・ハローワークの紹介状
 - ・応募資格をみたすことを証明するもの
(資格免許証の写し、卒業証明書、成績証明書(厳封)及び講習会修了証、応募資格をみたす実務経験を証する在職証明書等)
- (2) 受付期間 令和7年7月31日(木)まで(必着)
 - ・持参の場合:午前8時30分から午後5時15分まで(土、日、祝日を除く)
 - ・郵送する場合は、封筒の表に「常勤職員代替臨時職員申込」と朱書きしてください。

問合せ先(申込先)

〒861-8039 熊本市東区長嶺南2丁目3-3
熊本県福祉総合相談所(中央児童相談所)
電話番号 096-381-4451 担当:揚村

6 採用方法等

合格の有効期限は合格発表の日から令和8年3月31日までとし、合格者が複数いた場合は、成績上位者から採用します。

7 試験結果の情報提供について

この試験の結果については、以下のとおり情報の提供を求めることができます。

受験者本人が、①受験票又は合格通知書及び②本人であることを証明する書類（運転免許証、健康保険証等）を持参の上、提供可能期間中の午前8時30分から午後5時15分までの間に直接提供場所へお越しください。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律により休日とされる日は受付をすることができません。

なお、電話、メール、郵便等による提供の求めに対しては提供できません。

提供を求めることができる人	提供する内容	提供可能期間	提供場所
受験者本人	総合順位及び 総合得点	合格発表日から 1か月間	熊本県福祉総合 相談所